

令和8年5月7日

保護者の皆様へ

久米中学校 校長 齊藤 員由  
PTA 会長 能勢 旭

### 公共施設の利用等に係るお願い

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、近年の生徒の生活の様子や地域からの声を踏まえ、子どもたちの健全な成長と安全確保のため、下記の事項について学校と保護者が連携して取り組んでまいります。

ご家庭におかれましても趣旨をご理解いただき、確実なご指導をお願いいたします。

#### 記

##### 1 公共施設等の利用について

図書館、公民館、体育館、公園等の公共施設は、地域の大切な共有財産です。

喫煙や火気の使用、バイクの乗り入れ等の危険・迷惑行為は厳に慎むよう指導します。

マナーとルールを守った利用を徹底するとともに、必要に応じて警察の協力も求めます。

##### 2 金銭の取り扱い及び立ち寄りについて

学校生活に不要な金銭は持参させないようお願いいたします。

スマートフォン等による決済も同様に禁止とします。

これに伴い、登下校中のコンビニエンスストア等への立ち寄りは原則禁止とします。

登下校中にコンビニで商品を購入し、駐車場に居座ったり、ごみを散乱したりする行為が見受けられ、中学校に連絡が入ることが度々あります。

##### 3 交通安全について

交通ルールを厳守し、自転車利用時には必ずヘルメットを着用させてください。

命を守る最も基本的な行動として、学校でも継続して指導してまいります。

##### 4 スマートフォンの使用について

スマートフォンの所持および使用に関する責任は保護者の皆様にあります。

各ご家庭において使用時間や利用内容の管理、トラブル防止に向けた指導を徹底していただきますようお願いいたします。

学校においても指導は行いますが、基本的な管理責任は各ご家庭にあることをご理解ください。

##### 5 空き家への立ち入り禁止について

各地域の空き家に侵入し、器物が損壊される事案が発生しています。事件として警察が捜査している事案もあります。絶対に空き家には、立ち入らないでください。

##### 6 釣り等を禁止されているため池での不適切行為の禁止について

各地域の釣り等が禁止されているため池で、釣りや水遊び、喫煙等の行為が目撃されています。地域の方から指導を受けても口を荒らすなどの態度が報告されています。お子様の命や迷惑行為になりますのでご家庭においてもご指導ください。

子どもたちの安全と健やかな成長は、学校と家庭、地域が一体となって守っていくものです。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。